

平成 28 年流山市教育委員会議第 3 回定例会会議録

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 25 日（金曜日）  
開会 午前 10 時 40 分  
閉会 午後 0 時 25 分
- 2 場 所 流山市役所 306 会議室
- 3 出席委員 委 員 長 奈良 文雄  
委員長職務代理者 井上 菊夫  
委 員 若松 文  
委 員 杉浦 明  
教 育 長 後田 博美
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 学校教育部長 田村 正人  
生涯学習部長 直井 英樹  
学校教育部次長兼学校教育課長 小澤 豊  
生涯学習部次長兼生涯学習課長 戸部 孝彰  
教育総務課長 長橋 祐之  
指導課長 濱崎 祐子  
公民館長 玉田 雅則  
図書・博物館長 小栗 信一郎
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐兼庶務係長 大作 正巳  
教育総務課庶務係主査 矢代 薫
- 8 議案等  
議案第 10 号 平成 28 年度教育施策について  
議案第 11 号 流山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定  
について  
議案第 12 号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

- 議案第 13 号 流山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第 14 号 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- 議案第 15 号 流山市文化・スポーツ等振興奨励金交付要綱の制定について
- 議案第 16 号 流山市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 17 号 流山市コミュニティスポーツリーダー設置要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第 18 号 流山市立学校職員安全衛生管理規定の制定について
- 報告第 2 号 臨時代理の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第 3 号 臨時代理の報告について（教育財産の取得）

## 9 議事の内容

（開会 午前 10 時 40 分）

奈良委員長

ただいまから、平成 28 年流山市教育委員会議第 3 回定例会を開会します。  
まず、平成 28 年流山市教育委員会議第 2 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

（特になし との声あり）

奈良委員長

特になしということですので、承認ということにいたします。  
次に、教育長報告をお願いします。

後田教育長

はじめに、組体操への対応について、報告させていただきます。  
市教育委員会では、児童生徒の深刻な事故に繋がる可能性が大きく、全国的には死亡事故も発生していることから、これらに対応するために、とりわけ、組み体操のタワーやピラミッドに対して、高さ制限や段数制限を行い実施するよう、昨年の 5 月に校長会で、共通理解を図りました。さらにその内容を受け、本年度の運動会、体育祭が終了した時点から、全国的に課題となってきた内容について、校長会で協議し、来年度から、実施しない旨を、中学校は 2 月 3 日、小学校は 2 月 19 日にそれぞれの校長会会長より報告を受けました。市教育委員会といたしましては、校長会の報告を尊重し、児童・生徒の気持ちにも配慮しながら、安全には十分留意して対応していきたいと考えています。  
それでは、引き続き 2 月の教育委員会議以降の内容について、ご報告させて

いただきます。

はじめに、

①第1回定例議会ですが、去る2月18日に開会され、3月22日に閉会されました。

一般質問の概要につきましては、

(1)生涯学習における、今後の市職員の育成や指定管理者制度導入に対する、認識と活用について。地方文化の継承として、語り部などの活動について。高校生演劇大会の拡大について。

(2)市内小学校における福祉教育で、介護職を知る授業の導入について。

(3)小学校の放課後校庭開放で、子供の居場所について。保護者組織の団体でも、校庭開放はできるか。

(4)おおたかの森小・中学校活用における、義務教育学校へ発展させる可能性について。また公立小中学校の学校の選択性について。義務教育学校として校長を一人にして、中1ギャップ解消について。

(5)市内野球場の数、規模の不足について。

(6)北部公民館と東部公民館のエレベーターの設置計画はあるのか。

(7)おおたかの森地区内のマンションや戸建て住宅の建設計画にともなう学区変更や校舎等の増築などについて。

(8)特別支援教育の現状と基本方針。情緒障害学級の増設について。

(9)市内公立小中学校の簡易劣化調査の結果と改築・改修計画について。築50年を超える校舎の改築・改修の位置付けについて。

などがありました。

②2/28 八木中学校で、Skypeを使った国際交流事業が実施されました。相手校はフィリピン、ラスピーニャ市のインターナショナルハイスクールであり、八木中の生徒との間で、実施されました。同じ15歳同士ということもあり、和気藹々とした中で、交流が進みました。八木中の生徒は、おせち料理、初詣、お年玉などの日本のお正月の文化を紹介し、相手の質問を受けながら交流を図りました。八木中の生徒は、東京オリンピック開催に向け、英語で外国人とコミュニケーションをとり、説明できるようになりたいと思っている感想を述べていました。

③3/15 南流山小学校が、遊・友スポーツランキング年間大賞を受賞しました。この賞は、県教委が、児童生徒の体力向上と社会性の育成を目的として、ランキング形式で(1)みんなでリレー(2)長縄8の字連続跳び(3)長縄みんなでジャンプ(4)みんなで短縄跳び(5)連続馬跳び(6)ボールパスラリー(5・

7・10m) (7) バasketボールフリースロー (8) サークルターゲットスローの8の運動種目に何回取り組んだかを競うものです。同校は、今年度の前期も最優秀賞を獲得しており、遊・友スポーツ委員会を、委員会活動として発足させ、児童の活動を日常化させたことによる成果であると思います。

また、5位に流山北小学校が入賞しています。

④3/15 市内中学校、17日に幼児教育センター附属幼稚園、18日に市内小学校の卒業式が行われ、幼稚園31名、小学校1,527名、中学校1,328名が卒業いたしました。各校とも、子供たちの門出を祝うにふさわしい卒業式であったとの報告を受けました。それぞれの進路先で活躍してくれることを期待したいと思います。

⑤3/24 新流山市民総合体育館のキックマンアリーナの竣工式が、開催されました。市民のスポーツの殿堂として、また、生涯学習、学校教育の中でも有効に活用できればと思っています。

⑥流山市生涯学習センターの愛称が、今年4月に開設10周年を迎え、愛称を募集し115件の応募がありました。選定委員会での選考の結果「流山エルズ」に決定しました。この愛称は、4/1から使用されます。

⑦来週になりますが、3/28 平成27年度末退職者感謝状授与式を開催します。今年度は、小中学校あわせて、昨年度より6名少ない26名の教職員が、千葉県教育委員会より感謝状が贈呈されます。以上です。

奈良委員長

ただいまの報告に関して、御意見等ございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

それでは、以上で教育長報告については、終了いたします。

ここで、議事日程の追加があります。

報告第3号「臨時代理の報告について（教育財産の取得）を議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

御異議なしと認めます。よって報告第3号を議事日程に追加し、議題とすることに決しました。これより議事に入りますが、本日お配りした報告第2号及び報告第3号「臨時代理の報告について」は人事に関する案件です。よって、

流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして同会議規則第10条第1項の規定により、各課報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

御異議なしと認めます。

よって報告第2号及び報告第3号については非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第10号「平成28年度教育施策について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長  
生涯学習部長

(学校教育部教育施策について説明)

(生涯学習部教育施策について説明)

奈良委員長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

井上委員長職務代理者

グランドデザインのところ、小中一貫した教育の推進というタイトルの中に、幼保小中つながりのあるとなっているので、タイトルの方にも幼保と入れた方がいいのではないかと思います。

また、6ページの道徳教育ですが、教科化はもう決まったことなので、教科化を見据えたというのはおかしいのではないのでしょうか。

7、8ページの安全教育と体育・健康教育の順番が入れ替わったのですが、その背景を教えてくださいと思います。

学校教育の方は下線が引かれているものは強調点とのことですが、生涯学習の方も去年は下線があったのですが、今年はなくなったのはなぜですか。

13ページの健全育成事業の充実のところ、新成人自らの企画運営による成人式の開催と記載されていますが、すでに新成人自ら企画運営されており、成果を出していると思いますが、他に何か意味があるのですか。

生涯学習部長

生涯学習については、前年と同様重要な部分に下線を入れさせていただきます。

|        |  |
|--------|--|
| 後田教育長  | <p>4 ページのグランドデザインについては、ご指摘いただいた内容で検討させていただきます。</p> <p>道徳については、「教科化推進のため」となっていますが、「教科充実のため」などに変更させていただきます。</p>  |
| 生涯学習課長 | <p>成人式の部分については、課題があるので記載しているのではなく、30 数年前から、全国的にも初めて流山市が成人式実行委員会制度を導入したことから、流山市の特色として載せているものであります。</p> <p>新成人自らが協力して成人式を作り上げる自立心をそだてることが目的ですので、青少年教育というような表現に工夫させていただきます。</p>   |
| 指導課長   | <p>7、8 ページの、安全教育と体育・健康教育の順番については、教育振興基本計画も体育・健康教育が先で、安全教育が後となっていることから、順番を訂正させていただきます。</p>  |
| 杉浦委員   | <p>大綱、教育振興基本計画と流山市の教育施策がどのように整合性がとれるのか、学校教育の方については読み取りづらいと感じました。</p> <p>生涯学習の分野については、市の基本計画に出ている施策の項目のまとめ、4本の柱を受ける形で教育振興基本計画もまとめられています。これに対して、学校教育の方は、市の基本計画の第3項2節だけであり、項目としては少ないが、そこに出てくるいくつかの柱建と、教育振興基本計画の柱建と、今回のグランドデザインの4本柱、それに関連して出てくるものを28年度の教育施策としてまとめるのであれば、標記の仕方に工夫が必要だと思います。</p> <p>いろいろな方が見たときに、教育振興基本計画と教育施策で違いがあるというようなこともあるかもしれないので、今後作るときにそのあたりに気を付けていただきたいと思います。</p> |
| 後田教育長  | <p>基本的には教育振興基本計画に合わせて流山市の教育施策を作成していますが、気を付けたいと思います。</p>  |
| 若松委員   | <p>教育振興基本計画を作成した時に、流山の教育施策を毎年見直しているということをベースに作成しているという事だったので、それが分かるような組み立てをして行っていただきたいと思います。</p>   |

グランドデザインのところ、放課後の安心・安全な居場所づくりの推進と出ていますが、新しく入ったものもきちんと入った形で大綱と、教育振興基本計画と、流山の教育施策がきちんと合った形に整理していただきたいと思いました。

生涯学習については、11ページに4つの柱があるのですが、ESCOと屋根貸事業についてはどちらも省エネ対策なので、一つにまとめた方がいいのではないかということと、生涯学習推進の基盤整備というのは、設備や運営の整備の事なのか、学習しやすい環境づくりの整備なのか、整理していただけたらと思います。

奈良委員長

他に質問はございませんか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

質問がないようですので、議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第11号「流山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(平成28年度から市立幼稚園に係る事務の一部を市長の補助機関である子ども家庭部に補助執行させることについて説明)

奈良委員長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦委員

幼児教育支援センターの事務については、教育委員会に残るのですか。

指導課長

幼児教育支援センターはすべて指導課となります。

後田教育長 人事と教育内容については教育委員会が主管するが、それ以外の業務については子ども家庭部が補助執行するということです。

杉浦委員 学童クラブの事務が教育委員会に来るということは、市長部局ではこういう手続きをしているのですか。

後田教育長 しています。  
学童関係は全て教育委員会に来るので、規則の改正等を現在行っており、幼稚園については、施設や補助金事務などの部分だけが子ども家庭部に行きます。

奈良委員長 他に質問はございませんか。  
  
(特になし との声あり)

奈良委員長 質問がないようですので、議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
  
(異議なし との声あり)

奈良委員長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

奈良委員長 次に議案第12号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第13号「流山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」及び議案第14号「行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」は関連があるため、一括して審議します。  
提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (平成28年4月1日付けで教育委員会の組織を改編するための規則、規程の改正について、行政不服審査法の施行に伴い、関係する規則について規定の整備を行うことについて説明)

奈良委員長 本案について、質疑等ありましたらお願いします。

|                      |  |
|----------------------|--|
| 杉浦委員                 | 組織規則や処務規程のところ、幼稚園の事務についてというのがそのまま残っているのですが、移管させなくていいのですか。  |
| 事務局                  | 法規担当に相談し、補助執行の規則を定めているので、そのままよいとのことでした。  |
| 井上委員長職務代理者<br>学校教育部長 | 組織の改編によって、具体的に何人くらい職員が増えますか。<br><br>まだわかりません。  |
| 奈良委員長                | 他に質問はございませんか。<br><br>(特になし との声あり)  |
| 奈良委員長                | 質問がないようですので、議案第12号、議案第13号及び議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。<br><br>(異議なし との声あり)   |
| 奈良委員長                | ご異議なしと認めます。<br>よって議案第12号、議案第13号及び議案第14号は、原案のとおり可決することに決しました。<br>次に議案第15号「流山市文化・スポーツ等振興奨励金交付要綱の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。 |
| 学校教育部長               | (文化・スポーツ等の振興を図ることを目的に、奨励金を交付するために基準を定める旨説明)  |
| 奈良委員長                | 本案について、質疑等ありましたらお願いします。  |
| 井上委員長職務代理者<br>学校教育部長 | 今までは基準表はなかったのですか。<br><br>内部要綱で行っていましたので、明文化するものです。   |

|            |  |
|------------|--|
| 奈良委員長      | 他に質問はございますか。   |
| 若松委員       | 出場というのは、本選に出場したということですか。   |
| 学校教育部長     | そうです。  |
| 若松委員       | いろいろな団体の全国大会ではなく、オリンピックの選考を兼ねるような大会など、この要綱に出ている主催の大会に限るということですか。             |
| 学校教育部長     | 個人の協会や団体がやっている、多種多様な大会が今はありますので、主催を決めていこうということですか。                           |
| 若松委員       | これは奨励金交付の要件であって、市長賞は別ということですか。   |
| 学校教育部長     | 市長賞についても規定、基準を設けました。主催、後援とその大会の出場者の数や試合数なども決めさせていただきましたが、市長賞の方が幅は広く対象としています。 |
| 後田教育長      | この主催以外に、教育委員会で活躍が顕著である場合は教育委員会で認める大会となっています。                                 |
| 奈良委員長      | 他にございますか。  |
| 井上委員長職務代理者 | 基準表の3位入賞というのは3位以内に入ればよいということですか。例えば1位になった人は同じですか。                            |
| 学校教育部長     | 同じです。  |
| 井上委員長職務代理者 | 他と同様に1位、2位、3位すべて書いた方がいいのではないですか。   |
| 後田教育長      | 3位入賞ではわかりづらいので、3位以上という表現にすればと思います。   |
| 奈良委員長      | 他にございますか。  |

(特になし との声あり)

奈良委員長

質問がないようですので、議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

ご異議なしと認めます。  
よって議案第15号は、原案のとおり可決することに決しました。  
次に議案第16号「流山市学校利用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(体育館利用団体から、照明電気料相当額を徴する旨の説明)

奈良委員長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦委員

今までは夜間の場合に徴収していたということで、これからは昼間でも徴収するということですが、技術的に把握できるのですか。

生涯学習課長

1時間の平均使用量を調べ、学校ごとに金額を決めています。

若松委員

もし消し忘れてしまった場合は追加料金を徴収するのですか。

生涯学習課長

基本的に、使用後にチェックするよう依頼しています。定例の利用者運営会議の中で、消し忘れに気を付けるよう、点検、使用後の報告書などで対応します。

杉浦委員

利用する方は、どのタイミングで、誰に支払うのですか。

生涯学習課長

生涯学習課で1ヶ月の実績報告書に基づいて、団体の代表者へ料金の請求をします。学校の方と利用者の間で事務の手続きはありません。

奈良委員長

その他にございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

質問がないようですので、議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第16号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第17号「流山市コミュニティスポーツリーダー設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(要綱の内容があいまいだったものを明確にすることと、定年の年齢を75歳に定めることについて説明)

奈良委員長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

若松委員

改正後の第2条で、スポーツを通し、コミュニティの形成及び健康な市民づくりに資するとありますが、どちらかという、市民の健康づくりの方がいいと思います。

奈良委員長

他に質問はございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

質問がないようですので、議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第17号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第18号「流山市学校職員安全衛生管理規程の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (流山市小中学校に勤務する学校職員の安全、衛生の管理に関し必要な事項を定める旨説明)

奈良委員長 本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦委員 50人以上の事業所はないだろうということですが、おたかの森の小、中学校は小中学校をそれぞれ別に見ていますか。  
88ページの衛生委員会の構成メンバーでは、50人以上の場合の安全衛生推進者は想定していないように見えますが、89ページの表には(50人以上の常時勤務の教職員が勤務する者に限る)とのところに安全衛生推進者が入っているのは、齟齬があるように思いますがいかがですか。

学校教育部長 おたかの森小中学校は、小中別々に考えています。  
安全衛生推進者については、もう一度決めさせていただきます。

奈良委員長 他にございますか。

奈良委員長 健康診断の項目に、昔は歯科についてもあったのですが、今現在は、教職員については、指導、管理が全くない状況なのですが、それは今後どのようにするのですか。

学校教育部長 今のところ、歯科については入っていません。

学校教育課長 今回労働安全衛生法が開催された主な内容は、精神的な疾患の職員が非常に多くなってきているので、メンタルヘルスの部分の充実や強化がメインとなっているので、歯科については今後検討させていただきます。

奈良委員長 他にございますか。

杉浦委員 90ページの表のDのところで「勤務を休む必要のあるもの」となっていますが、教育委員会の権限で、必要な期間勤務を休ませるといえることができますか。

後田教育長 できません。

学校教育課長 適切な指導ということになりますので、表現を考えさせていただきます。

奈良委員長 他にございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長 質問がないようですので、議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第18号は、原案のとおり可決することに決しました。

奈良委員長 次に、各課等報告を指導課からお願いします。

(各事業について報告)

奈良委員長 各課報告について、ご意見はございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長 質問がないようですので、以上で各課等報告を終了します。  
続きまして、先ほど非公開と決定しました案件の議事に入ります。

報告第2号「臨時代理の報告（損害賠償の額の決定）」  
教育総務課長の説明後、審議に入り、原案どおり了承された。

報告第3号「臨時代理の報告（教育財産の取得について）」  
生涯学習課長の説明後、審議に入り、原案どおり了承された

[主な質問・意見]

(問) おおたかの森スポーツフィールドは、面積的にサッカーコートなどの面は十分取れるのか。

(答) 野球、サッカー、グラウンドゴルフ、ソフトボールで利用されているが、もう少し広いスペースがほしいという要望もあるので、拡張の方向に協議を進めたい。新川耕地のスポーツフィールドは大人のサッカーグラウンドが2面とれるような計画で、駐車場も中に作る予定である。

(意) 新川耕地の駐車場の件で、交通量がこれから増えていくことが見込まれるので、子どもが安全に利用できるように配慮していただきたい。

(非公開案件終了)

奈良委員長

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。

その他、協議する事項がありましたらお願いします。

奈良委員長

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

事務局

次回の教育委員会議は、4月28日(木曜日)、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。場所については後程ご連絡いたします。

(次回の日程協議)

奈良委員長

それでは、次回の教育委員会議は、4月28日(木曜日)に開催することとします。以上で、平成28年流山市教育委員会議第3回定例会を終了します。

(閉会 午後0時25分)